

社会資本整備総合交付金 都市公園事業
「篠原地区公園 建築物設計及びサウンディング業務委託」

公募型プロポーザル実施要領

令和5年4月

(令和5年5月16日改訂版)

甲斐市

1 業務名

篠原地区公園 建築物及びサウンディング業務委託

2 業務概要

篠原地区公園は、山梨県緑化センター跡地及び隣接民有地を含む2.5ヘクタールの敷地を都市公園（地区公園）として整備するものであり、本業務では公園内に整備する建築物（別途発注している公園設計業務範囲を除く公園部を含む）の設計及びサウンディング調査を実施する。

令和3年度、市民ワークショップ等により公園整備に係る市民合意形成を図る中で（仮称）篠原地区公園整備基本計画を策定し、本公園の基本コンセプトを「次世代へつなぐ創造の森」と定め、遊具や芝生広場などの配置、子育てや学びの場となる複合的な機能を有する施設を核に、防災面にも配慮し、誰一人取り残さない共生社会の実現に向けた、誰からも愛される公園を整備する方針を決定した。

令和4年度、（仮称）篠原地区公園設計基礎調査及びサウンディング業務委託を実施し、基本コンセプトに沿った公園づくりに向け、公園の基本ゾーニング及び空間コンセプト等について検討を進め、整備における課題を整理するとともに、民間ノウハウの活用や地域住民との協働など、公民連携による整備運営手法について検討するサウンディング調査を実施した。

本業務は、これら検討の成果に基づき、公園内に整備する体験学習施設、屋根付き広場、便所、倉庫、東屋等の建築物についての設計を行う。また、サウンディング調査を行い、公園施設の公民連携による効率的な運営手法について検討を進めるとともに、調査結果について設計計画への反映を図るものである。なお、本業務には工事監理は含まれていない。

本業務を委託する業者選定にあたっては、豊富な経験と高い専門知識をもとに、公園イメージ等の立案、市民参加による公園づくり並びに、公民連携による運営手法等について一体的に提案ができる業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により実施する。

(1)業務名

篠原地区公園 建築物設計及びサウンディング業務委託

(2)事業対象地

都市公園 篠原地区公園計画区域（山梨県甲斐市篠原地内）

(3)業務内容

別紙「篠原地区公園 建築物設計及びサウンディング業務委託仕様書」のとおり。

ただし、契約時における仕様書を優先する。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月15日（金）まで

ただし、次に掲げる設計業務の成果については令和5年12月28日（木）までに提出すること。なお、前払金を除く支払いは全ての業務成果納品後とする。

- ① 準備工（公園整備により不要となる既存樹木やフェンス等の構造物の撤去）の発注に必要となる図書。
- ② 造成工及び配管工（給排水設備及び電気設備に関するもの）の発注に必要となる図書。

なお、上記成果品の提出により業務遂行に不都合が生じる場合、市と協議のうえ提出する成果品の内容を変更できるものとする。

(5) 委託上限金額

¥160,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない）

3 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

（プロポーザル方式を採用する理由）

本業務は、篠原地区公園の整備に向け、公園内の建築物の設計を行うとともに、市民協働及び公民連携による公園づくりに取り組む重要な業務である。

そのため、価格のみによらず、提案内容や事業ノウハウ、取り組み体制について、市にとって最も適切な事業者を総合的に選定する必要があることから、優先交渉権者を選定するプロポーザル方式を採用する。

また、より多くの事業者の参加を促進することで、市が求める要件に適した信頼できる事業者を選定することが可能になることから、指名型プロポーザル方式ではなく、公募型プロポーザル方式を採用する。

4 参加資格要件

参加者は、以下の(1)に掲げる要件を全て満たす単体企業又は(2)に掲げる要件を全て満たす特定設計共同体（以下「共同体」という。）であること。

(1) 単体企業

- ① 本業務に関して、配置予定技術者は、以下のアからカまでの全ての条件を満たすこと。

ア 管理技術者は、一級建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士をいう。）であること。

イ 意匠担当主任技術者は、一級建築士であること。

ウ 構造担当主任技術者は、構造設計一級建築士（建築士法第10条の3第1項に規定する構造設計一級建築士をいう。）であること。

- エ 電気設備担当主任技術者及び機械設備担当主任技術者は、設備設計一級建築士（建築士法第10条の3第2項に規定する設備設計一級建築士をいう。）又は建築設備士（建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18に規定する建築設備士をいう。）であること。
- オ 管理技術者、意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者をそれぞれ1名以上配置すること。
- カ 管理技術者と各主任技術者の兼務については、下記3つの組み合わせを可とする
- ・管理技術者と他のいずれかの主任技術者
 - ・意匠担当主任技術者と構造担当主任技術者
 - ・電気担当主任技術者と機械担当主任技術者
- ② ZEBプランナーの資格を有する事業者と協力関係にあり、かつ本業務への関与が明確であること。
- ③ 公告からさかのぼり、過去10年以内に参加者（予定技術者を含む）が、国、地方公共団体または公団等の発注による延べ床面積2,500㎡以上の誰もが自由に利用できる新築の公共的建築物（庁舎、学校、図書館、美術館、博物館、公民館、駅）または、保健施設（保健所、医療機関等）及び公共施設の整備計画等に係るサウンディング調査を受託した実績を有すること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であって、同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者。
- ⑤ 甲斐市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成30年甲斐市訓令第2号）に基づく指名停止措置を受けていない者。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者。
- ⑦ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。（再生手続き開始又は、民事再生手続き開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- ⑧ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者でないこと。
- ⑨ 参加表明書の受付日からさかのぼり、6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者でないこと。
- ⑩ 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団または暴力団員に該当しないこと。またそれらの者から委託を受けた者でないこと。
- ⑪ 対面またはオンラインによる打ち合わせに常時参加できる体制を整えていること。
- ⑫ 参加表明書及び宣誓書等提出の時点において、国、都道府県及び市町村税の滞納がないこと。
- ⑬ 本業務の実施において、市が別途発注している公園設計及びサウンディング業

務委託事業の受託事業者と、業務上の連携・調整が図れること。

(2) 共同体

- ① 共同体における4 (1) 単体企業①に掲げる全ての技術者はいずれかの構成員と正規雇用関係にあること。
- ② 共同体においてZEBプランナーの資格を有する事業者と協力関係にあり、かつ本業務への関与が明確であること。
- ③ 共同体における4 (1) 単体企業③に掲げる受託実績は、構成員の受託実績を合わせ、上記実績を有していること。
- ④ 共同体における全ての構成員は、4 (1) 単体企業④～⑬の要件を満たすこと。
- ⑤ 共同体は自主結成とし、構成員で協定を締結していること。

5 スケジュール

(1) 日程

項目	日程
実施要領の公表	令和5年4月26日 (水)
現地見学会	令和5年5月 9日 (火) 午後2時～4時 及び5月15日 (月) 午後2時～4時
参加表明及び資格審査申請書 等 提出期限	令和5年5月17日 (水) 午後5時まで
資格審査結果通知	令和5年5月19日 (金)
実施要領に関する質問受付	令和5年5月19日 (金) 午後5時まで
質問回答	令和5年5月22日 (月) まで随時 市ホームページに掲載
企画提案書等 提出期限	令和5年5月23日 (火) 正午まで
第1次審査 (書類審査)	令和5年5月23日 (火) ～26日 (金)
第1次審査結果の通知	令和5年5月26日 (金)
第2次審査 (プレゼンテーション審査)	令和5年6月 1日 (木) 午後 (予定)
第2次審査結果の通知及び公表	令和5年6月 5日 (月) (予定)
契約締結	令和5年6月 中旬

(2) 実施要領の公表

令和5年4月26日 (水) 本市ホームページを通じて公表する。

(3) 現地見学会

参加希望者を対象に現地見学会を実施する

- ① 実施日：令和5年5月9日（火）及び15日（月） 各日とも午後2時～4時
② 場 所：篠原地区公園事業用地

※受付を旧山梨県緑化センター跡地（甲斐市篠原7-1）に設けます。

③ 参加申込

見学会の参加申込は電子メールのみの受付とする。電話、FAX、口頭及び持参等は不可とする。件名を「篠原地区公園 建築物設計等公募型プロポーザル現地見学会参加申込」として、会社名、所属、参加者氏名、電話番号を記入し、参加する実施日の午前10時までに下記あて送信するものとする。

ア 送信先

甲斐市 都市建設部 都市計画課 緑化センター活用推進係

E-mail：ryokukacenter@city.kai.yamanashi.jp

※送信後、必ず電話により受信確認すること。

④ 注意事項

ア 当日は、担当職員による説明ならびに質疑応答は行いません。

イ 敷地内や周辺環境の写真撮影は可とする。ただし、近隣住民や隣接住居等へ十分配慮すること。また、写真の SNS 等への投稿や企画提案以外への利用は禁止する。

ウ 敷地内に駐車可とする。

エ 敷地内にトイレはありません。

オ 見学敷地は雑草の繁茂や倒木のほか、足元が悪い場所がありますので、ご注意ください。

カ 現地見学会参加中に発生した参加者の事故等について、市は一切責任を負いません。

(4) 参加表明及び資格審査申請書の提出

① 受付期間

令和5年5月17日（水）午後5時まで（必着）

受付時間は、午前9時から午後5時までとする（ただし土、日、祝日は除く）。

ただし、荒天、災害等により郵便物等の配送に遅延が見込まれる場合は、別途受付期間を遅らせるなどにより対応する。

② 提出方法及び提出先

以下住所への持参または郵送とする。なお、郵送により提出する場合は、電子メールにより、件名を「篠原地区公園 建築物設計等 公募型プロポーザル書類提出」とし、参加者名、担当者氏名及び発送した日時について送信すること。

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原2610番地

甲斐市 都市建設部 都市計画課 緑化センター活用推進係

③ 提出書類

次の提出書類3部（正本1部、副本2部）を提出すること。

様式 2 参加表明及び資格審査申請書

様式 3	特定設計共同体協定書の副本（該当する場合）
様式 4	業務実績調書
様式 5-1	業務実施体制
様式 5-2	予定技術者の業務実績
様式 5-3	ZEB プランナーの業務実績
任意様式	参加者概要資料（会社案内、パンフレット等）
任意様式	国、事業所所在地の都道府県及び市町村税の滞納がないことが証明できるもの（滞納がない旨の証明書又は納税証明書の写し。ただし、参加表明書及び宣誓書等の書類提出日以前 1 か月以内に発行されたものに限る）

(5)実施要領に関する質問受付及び回答

① 質問の方法

本実施要領に関する質問については、電子メールのみの受付とする。電話、FAX、口頭及び持参等は不可とする。質問書（様式1）を使用し、件名を「篠原地区公園 建築物設計等業務委託に関する質問」として、令和5年5月19日（金）午後5時までに下記あて送信するものとする。

他の参加者の情報等に関する質問については受け付けない。

② 送信先

甲斐市 都市建設部 都市計画課 緑化センター活用推進係

E-mail : ryokukacenter@city.kai.yamanashi.jp

※送信後、必ず電話により受信確認すること。

③ 回答

令和5年5月22日（月）まで随時市ホームページに掲載し、個別には回答しない。

(6)企画提案書の提出

① 受付期間

令和5年5月23日（火）正午まで（必着）

受付時間は、午前9時から午後5時までとし5月23日（火）については正午までとする（ただし土、日、祝日は除く）。

ただし、荒天、災害等により郵便物等の配送に遅延が見込まれる場合は、別途受付期間を遅らせるなどにより対応する。

② 提出方法及び提出先

以下住所への持参または郵送とする。なお、郵送により提出する場合は、電子メールにより、件名を「篠原地区公園 建築物設計等 公募型プロポーザル書類提出」とし、参加者名、担当者氏名及び発送した日時について送信すること。

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原2610番地

甲斐市 都市建設部 都市計画課 緑化センター活用推進係

③ 提出書類

次の提出書類にインデックスを張り付け、ファイルに綴じたものを10部（正本1部、副本9部）及びすべての電子データを保存したCD-R又はDVD-Rを提出すること。

様式 6 企画提案書提出届出書

任意様式 企画提案書 (A4判10ページ以内とする。ただし、A3判1ページはA4判2ページとする)

任意様式 参考見積書（委託内容の業務ごと金額を分けること）

④ 提出書類作成時のその他留意事項

使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、すべて横書きとする。

⑤ 途中の参加辞退

参加表明及び資格審査申請書提出後に辞退する場合は、電子メールにより、件名を「篠原地区公園 建築物設計等業務委託公募型プロポーザル参加辞退」とし、辞退届（様式7）を送信すること。

⑥ 参考資料の提供

企画提案書の作成を目的とした参考資料の提供を希望する場合は、資料提供依頼書（様式8）を提出した参加者に電子データで提供（メール）する。

なお、資料については、企画提案書作成のみ使用することとし、第三者への提供は認めない。本業務への参加ではなく資料収集等を目的としていると事務局が判断する場合はその提供は行わない。

6 審査及び審査結果の通知と公表

(1) 審査方法

提案の審査にあたっては、「篠原地区公園 建築物設計及びサウンディング業務委託公募型プロポーザル審査委員会」を設置し、提出された参加表明書及び企画提案書等に記載された提案内容について審査基準に基づいて審査を行う。

(2) 参加資格審査

提出された参加表明及び資格審査申請書並びに添付書類により審査する。

審査結果については、令和5年5月19日（金）午後5時までに参加者あてに電子メールで送付する。

(3) 第1次審査（書類審査）

参加表明書及び企画提案書等の提出された書類をもとに、審査委員会において書類審査及び評価を行い、評価点の上位最大5者を選定する。

(4) 第1次審査結果の通知

審査の結果は、参加者全てに文書で通知する。

なお、電話や口頭、FAX、電子メール等による審査結果、評価内容及び点数等の問い合わせには応じない。また、参加者は審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(5) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。プレゼンテーション及びヒアリング終了後、審査委員会において評価する。各審査委員が評価した点を審査点（100点満点）とし、最終的に各審査委員の審査点を合計して総合点を算出し、最高得点を得た者から順位を付け、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

ただし、順位決定を行う際、同位の提案が複数ある場合は、見積書の価格をもって順位を決定し、見積書の価格が同額であった場合は、審査委員の多数決で順位を決定する。

① 日時（予定）

ア 実施日：令和5年6月1日（木）午後

イ 場所：甲斐市役所 竜王北部公民館3階 会議室（山梨県甲斐市篠原2610）

② 実施方法

ア 所要時間は1者あたり30分程度。（説明20分以内、質疑応答10分程度）

イ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

ウ 録音録画は禁止とする。

エ 提出された企画提案書等以外の使用は認めない。

オ プレゼンテーションの出席人数は最大4名までとする。

カ プレゼンテーションの開始時間は別途メールにて通知する。

キ 参加者が指定の時間に遅れた場合は審査対象としない。

(6) 第2次審査結果の通知及び公表

審査の結果は、第2次審査参加者全てに文書で通知し、その概要を本市ホームページで公表する。公表内容は、原則として最優秀提案者の名称及び参加者数とする。

なお、電話、口頭、FAX、電子メール等による審査結果、評価内容及び点数等の問い合わせには応じない。また、参加者は審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(7) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

① 受付期間を過ぎて提出書類が提出された場合。

② 提出書類に虚偽の記載があった場合。

③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

④ 本実施要領に違反すると認められた場合。

⑤ 参加者の要件を満たさなくなった場合。

7 優先交渉権者との協議と契約締結

(1) 優先交渉権者

最優秀提案者を優先交渉権者とし、市との協議により、企画提案内容を踏まえ、委託業務の詳細な内容を調整し、決定する。協議により、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、項目を追加、変更または削除する場合がある。また、これにより、委託上限金額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

(2) 契約締結

協議成立後、市と受託候補者との間で随意契約（施行令第167条の2第1項第2号による）を締結する。

なお、優先交渉権者が契約を辞退した場合、契約締結前に参加資格を失った場合または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、優秀提案者を新たに優先交渉権者とする。

8 参加に関する留意事項

(1) 費用負担

参加に係るすべての書類の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出書類の取り扱い

提出書類の著作権は、それぞれの参加者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。なお、最優秀提案者の提出した書類の著作権に関しては、契約時点で市に帰属するものとする。また、市は参加者に無断で本提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

(4) 市からの提出資料の取り扱い

市が提供する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 参加者の複数提案の禁止

参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求められることがある。

(7) 虚偽の記載等の禁止

提出書類に虚偽の記載をした場合、または重要な事実について記載をしなかった場合は、参加表明書または企画提案書を無効とする。

(8) 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり関係する法令等を遵守しなければならない。

9 その他

本プロポーザルは都合により延期し、または取りやめることがある。この場合について、参加者は異議申し立てることができず、損害を受けることがあってもその賠償を請求できないものとする。

また、本業務委託について契約を締結する場合は、原則、契約金額の10分の1以上の契約保証金等を納付するものとする。